

インバウンド高付加価値旅行推進事業 企画提案公募仕様書

1 委託業務名

インバウンド高付加価値旅行推進事業

2 事業目的

高付加価値旅行者（※）の特性や高付加価値旅行における旅行手配の実態を踏まえ、各市場に訴求する高付加価値な観光コンテンツの造成、高付加価値旅行者を顧客に持つ海外旅行会社や同旅行会社からの問合せに対応する国内の手配会社等（以下、「海外旅行会社等」という。）へのセールス等を行うことで、本県への誘客を促進するとともに、観光消費のさらなる拡大を図ることを目的とする。

※ 着地消費100万円以上／人の訪日外国人旅行者。

本事業では、特に「着地消費100万円以上／人のイギリス・フランス・アメリカ・オーストラリアからの訪日外国人旅行者」をターゲットとする。

3 委託業務内容

事業目的を鑑み、高付加価値旅行市場をターゲットに以下の業務を行うこと。

（1）高付加価値な旅行コンテンツの造成

- ・高付加価値旅行者向けの販売ポテンシャルを持つコンテンツ等を有し、高付加価値旅行者の受入れに意欲的な県内（政令市を除く）の観光関連事業者等を選定の上、当該事業者の希望に応じて、高付加価値コンテンツの開発における企画から商品化までの各段階に応じた伴走支援を行うこと。
- ・支援対象とする観光関連事業者等の選定に当たっては、本県が取り組む下記の事業との連携を検討すること。なお、具体的な連携方法については、本県と協議の上、決定するものとする。

<参考①> 伝統工芸産地のオープンファクトリー化事業

（令和7年度：久留米餅、令和8年度：小石原焼）

<https://www.crossroadfukuoka.jp/feature/traditionalcrafts/openfactory>

<参考②> 「食の王国・福岡」ガストロノミーツーリズム推進事業

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/bid-info/foodkingdom.html>

- ・開発されたコンテンツが高付加価値旅行者に訴求可能な商品であると判断される場合は、海外旅行会社等向けにタリフを作成するなど、多様な商流を通じて販売できるよう支援すること。
- ・コンテンツの造成に当たっては、対象とする市場の旅行者の嗜好に合ったものとなるよう留意し、コンテンツ毎に重点的にターゲットとする国・地域を設定すること。

企画提案内容

- ・ 支援対象とする事業者の選定案や造成するコンテンツ案を選定理由とともに具体的に提案すること。提案するコンテンツ案の件数は最低3件以上とし、「食」・「伝統工芸」をテーマとしたコンテンツ案をそれぞれ1件以上含めること。ただし、これを超える件数の提案を妨げるものではない。
- ・ 支援体制および実施する支援の内容について具体的に示すこと。
- ・ 本項目における KPI は「支援件数」、「コンテンツ造成件数」および「販売件数（または予約件数）」とし、その内容を提案すること。

(2) 現地旅行会社等へのセールス活動

- ・ 高付加価値旅行市場における本県の認知度向上や高付加価値旅行者の誘客を図るため、海外旅行会社等に対し、効果的なセールス活動を行うこと。

企画提案内容

- ・ 効果的なセールス活動の内容について、具体的に提案すること。
- ・ 活動内容に応じて「商談件数」や「招請社数」等、必要な KPI を設定し、提案すること。
- ・ 他自治体で実施する取組との連携策がある場合は、その内容を提案すること。

(3) 業務体制・スケジュール

企画提案内容

- ・ 業務を円滑に実施できるスケジュールおよび業務実施体制を提案すること。

(4) KPI

企画提案内容

- ・ 各項目で指定した指標のほか、本業務の目的を達成するために必要な KPI を設定し、測定方法とともに提案すること。ただし、「対象市場から本県（政令市を除く）への送客数」の設定は必須とする。

(5) 独自提案事項

企画提案内容

- ・ 業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案すること。

(6) 見積価格

- ・ 業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。ただし、非課税取引に該当するものがある場合は、明示すること。

4 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

5 成果物

(1) 事業報告書

事業実績報告書を作成の上、県の検査を受検し、契約期間内に合格し、業務を完了すること。

紙媒体：A4判冊子 2部

電子媒体：Word、Excel、PowerPointにおいて編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF形式の両方 1部

(2) 制作物

コンテンツの販促ツールなど本事業の遂行にあたり制作物がある場合は、目録とともに提出すること。なお、本事業により得られた成果物及びその著作権は全て福岡県にあるものとする。

6 業務実施にあたっての留意事項

- ・県や観光関連事業者等と業務実施に関わる協議を行った場合は、受託者が都度速やかに議事録を作成し、県へ提出すること。
- ・制作物や議事録等、本業務において県へ提出する文書等が日本語以外の言語によって作成されている場合は、日本語訳を添付すること。
- ・本業務は他自治体と連携しながら取り組む可能性がある。他自治体との連携が決定した場合は、別途、県・受託事業者・関係自治体で協議の上、業務を遂行するものとする。
- ・業務運営にあたっては、個人情報の管理に十分注意するとともに、業務上知りえた情報を漏洩してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- ・本業務に係る帳簿及び証拠書類については、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- ・本仕様書に記載する事項のほか、業務目的の遂行のために有効な方法がある場合は積極的に提案すること。
- ・その他、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。